

矯正局長

殿

東京矯正管区長

横浜刑務所長

自殺事故報告(刑事施設)

事故の概況

平成22年4月5日午後3時12分ころ、[REDACTED]担当職員が、監督巡回に赴いた主任矯正処遇官とともに、同階[REDACTED](単独室)を視察したところ、[REDACTED](以下「事故者」という。)が、[REDACTED]のを現認したことから、直ちに、同主任の指示を受けた同階担当職員が非常ベル通報した。そして、同居室扉を開扉し、同主任及び同階担当職員で[REDACTED]、同主任が、事故者に呼びかけを行うも、事故者は、[REDACTED]応答せず、[REDACTED]であり、直ちに同主任が心臓マッサージを開始し、その後、非常ベル通報で駆け付けた応援職員らで、事故者を医務部診療室に搬送し、当所医師により、事故者に救命措置を施した。

同時21分救急車を要請し、同時39分、救急車により、外部病院([REDACTED])に搬送し、同時50分、同病院に収容され、治療を行っていたところ、同月8日午前3時1分、同病院医師により、死亡が確認された。

[REDACTED]の結果、死因は縊死と特定された。

事故の状況

- 1 発 生 年 月 日
- 2 認 知 (発 覚) 時 刻
- 3 場 所
- 4 方 法
- 5 経 緯

平成22年4月5日(月)
 上記1同日午後3時12分ころ
[REDACTED](単独室)
 い首

- 1 [REDACTED]
- 2 [REDACTED]

<p>状 況</p>	<p>2 監 督 方 法 3 職 責 処 理 の 状 況</p>	<p>限り巡回している。 なお、事故発見前の [] 担当職員の巡回状況（抽出）は、午後2時30分、午後2時31分、午後2時43分、午後2時47分であり、いずれも、事故者が、 [] のが現認されている。 幹部職員の監督巡回による。 該当事項なし。</p>
<p>事 態 収 拾 の 措 置</p>	<p>1 職 員 の 非 常 招 集 2 非常配置箇所数、時間及び人員 3 管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況 4 警 察 署 へ の 依 頼</p>	<p>該当事項なし。 該当事項なし。 該当事項なし。 該当事項なし。</p>
<p>事 故 の 原 因 ・ 動 機</p>	<p>1 事 故 者 の 動 機 2 施 設 側 の 欠 陥</p>	<p>[] 該当事項なし。</p>
<p>事 故 者 に 対 す る 措 置</p>	<p>1 懲 罰 2 事 件 送 致</p>	<p>該当事項なし。 該当事項なし。</p>

改善事項	1 改善した事項 2 改善すべき事項	平成22年4月15日処遇首席指示「自殺事故の防止について」を発出し、自殺事故防止上の留意事項を示し、同事故防止に万全を期すよう配意させた。 該当事項なし。
その他参考事項		